

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マーク)してください。

[1] 次の記述のうち、無線局(放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))を除く。)の免許の申請の審査事項に該当しないものを、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 工事設計が電波法に定める技術基準に適合すること。
- 2 周波数の割当てが可能であること。
- 3 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。
- 4 総務省令で定める無線局(放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))を除く。)の開設の根本的基準に合致すること。

[2] 次の記述は、申請による周波数等の指定の変更について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人又は第8条の予備免許を受けた者が識別信号、□A、周波数、□B又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

- | A | B |
|---------|---------|
| 1 変調方式 | 占有周波数帯幅 |
| 2 変調方式 | 空中線電力 |
| 3 電波の型式 | 通信方式 |
| 4 電波の型式 | 空中線電力 |

[3] 次の記述は、「占有周波数帯幅」の定義について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数をこえて^{ふく}輻射され、及びその下限の周波数未満において^{ふく}輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって^{ふく}輻射される全平均電力の□Aに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、□Bの場合、テレビジョン伝送の場合等□Aの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

- | A | B |
|------------|-----------|
| 1 0.1パーセント | 時分割多重方式 |
| 2 0.1パーセント | 周波数分割多重方式 |
| 3 0.5パーセント | 時分割多重方式 |
| 4 0.5パーセント | 周波数分割多重方式 |

[4] 次に掲げる記号をもって表示する電波の型式のうち、電波法施行規則の規定に照らし、その内容が誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 「C3F」は、主搬送波の変調の型式が残留側波帯による振幅変調、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がテレビジョン(映像に限る。)であるものを示す。
- 2 「F7E」は、主搬送波の変調の型式が周波数変調、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話(音響の放送を含む。)であるものを示す。
- 3 「G7D」は、主搬送波の変調の型式が位相変調、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式がファクシミリであるものを示す。
- 4 「F9E」は、主搬送波の変調の型式が周波数変調、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したものと伝送情報の型式が電話(音響の放送を含む。)であるものを示す。

[5] 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。）が別表第2号の3の2に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。

- (1) 平均電力が **A** の無線局の無線設備
- (2) **B** 無線局の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

	A	B
1	50ミリワット以下	移動する
2	50ミリワット以下	固定する
3	20ミリワット以下	移動する
4	20ミリワット以下	固定する

[6] 次に掲げるもののうち、主任無線従事者の職務に該当しない事項を、電波法施行規則の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 無線従事者を選任し、又は解任すること及びその旨を総務大臣に届け出ること。
- 2 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人又は登録人に対して意見を述べること。
- 3 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 4 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）

[7] 次の記述は、無線局を運用する場合の空中線電力について電波法の規定に沿って述べたものである。□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、**A** については、この限りでない。

免許状又は登録状に **B** であること。
通信を行うため **C** であること。

	A	B	C
1	非常の場合の無線通信	記載されたものの範囲内	十分なもの
2	非常の場合の無線通信	記載されたもの	必要最小のもの
3	遭難通信	記載されたものの範囲内	必要最小のもの
4	遭難通信	記載されたもの	十分なもの

[8] 次の記述は、混信等の防止について電波法の規定に沿って述べたものである。□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、**A** 又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような **B** を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

	A	B
1	他の無線局	混信その他の妨害
2	他の無線局	混信
3	放送の受信を目的とする受信設備	混信その他の妨害
4	放送の受信を目的とする受信設備	混信

[9] 次に掲げるもののうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合を、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 運用の停止の命令を受けている無線局を運用していると認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波が他の無線局の通信に混信を与えていると認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて無線局を運用していると認めるとき。

[10] 次の記述は、無線局の検査について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件等に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）を検査させる。ただし、当該無線局の発射する□ A □又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する□ A □又は空中線電力の検査を行う。

の検査は、当該無線局の免許人から、の規定により総務大臣が通知した期日の□ B □前までに、当該無線局の無線設備等について第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者（「登録点検事業者」又は「登録外国点検事業者」のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る□ C □に記載した書類の提出があったときは、の規定にかかわらず、その一部を省略することができる。

	A	B	C
1	電波の強度	1箇月	検査の結果
2	電波の強度	10日	点検の結果
3	電波の質	1箇月	点検の結果
4	電波の質	10日	検査の結果

[11] 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、総務大臣からどのような処分を受けることがあるか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 無線設備の操作の範囲の制限
- 2 無線従事者の免許の取消し
- 3 無線従事者の解任
- 4 6箇月間の無線通信の業務に従事停止

[12] 次に掲げるもののうち、使用を終わった無線業務日誌の保存期間として正しいものを、電波法施行規則の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 次の定期検査（電波法第73条第1項の検査）の日まで
- 2 使用を終わった日から2年間
- 3 使用を終わった日から1年間
- 4 無線局の免許がその効力を失う日まで